

No. 1-1



厚生労働省発職 1126 第 3 号

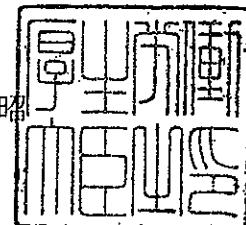
労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

別紙「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令案要綱（雇用保険法施行規則等の一部改正関係）」について、貴会の意見を求める。

平成 21 年 11 月 26 日

厚生労働大臣 長妻 晴



雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省

令案要綱（雇用保険法施行規則等の一部改正関係）（案）

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 船員雇用促進対策事業費補助金の創設

船員雇用促進等事業を行う者として指定された法人に対して、事業主その他の者の行う技能訓練の援助等に要する経費の一部の補助を行うこと。

二 船員に関する特例

(一) 被保険者又は被保険者であった者が船員である場合については、基本手当の特定受給資格者に係る雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号。以下「法」という。）第二十三条第二項第一号の厚生労働省令で定めるものとして、次の特例を設けること。

イ 船舶所有者の都合により離職する被保険者の数が一月以内の期間に三十人以上となつたことにより離職した者及び当該事業主に雇用される被保険者の数を三で除して得た数を超える被保険者が離職したため離職した者その他これらに準ずる理由として公共職業安定所又は地方運輸局の長が認め

るものが生じたことにより離職した者

ロ 船舶に乗船すべき場所の変更により、通勤することが困難となつたため離職した者

(二) 被保険者又は被保険者であつた者が船員である場合については、基本手当の特定受給資格者に係る法第二十三条第二項第二号の厚生労働省令で定める理由として、次の特例を設けること。

イ 被保険者が乗船する船舶の国籍喪失に伴い離職したこと。

ロ 異職の日の属する月の前三月間において船員法第六十四条の二第一項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準（平成二十一年国土交通省告示第二百九十四号）に規定する時間を超える時間外労働が行われたこと。

ハ 予備船員である期間が引き続き二箇月以上となつたこと。

(三) 雇用安定事業等の助成対象に船員を雇用する事業主等を含める特例を設けること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 関係省令の整備

その他関係省令について、所要の規定の整備を行うものとすること。

第三 施行期日等

一 施行期日

この省令は、平成二十二年一月一日から施行すること。

二 経過措置

この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。